

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	① 所得制限限度額		② 所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれて いない場合 等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合 等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人 + 年収103万 円以下の配偶者の場合 等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人 + 年収103万 円以下の配偶者の場合 等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人 + 年収103万 円以下の配偶者の場合 等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人 + 年収103万 円以下の配偶者の場合 等)	812	1040	1048	1276

※児童を養育している方の所得が、下記表の①（所得制限限度額）未満の場合は、児童手当を支給します。所得が①以上②（所得上限限度額）未満の場合は、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。

※ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。

扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※ 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与と所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します